『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

(表面)

料金後納 郵 便
親 展
大 切 な お 知 ら せ
差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 Japan Pension Service 三丁目5番24号
開封前にあて名をご確認ください。 他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。 **■**

(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

年金生活者支援給付金 不該当通知書

受給されている年金生活者支援給付金について、下記の理由により 不該当となりましたので、お知らせします。

基礎年金番号							
氏 名							
給付金の種類			年金生	活者	支援	給付金	ž
不該当年月日			年		月	E	1
不該当理由							

法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略 令和 6 年 1 2 月 6 日

(右面もお読みください。)

厚生労働大臣 印

年金生活者支援給付金のお支払いについて

- 〇左欄の「不該当理由」により、令和6年10月分(12月支払) 以降の年金生活者支援給付金は支給されません。 年金生活者支援給付金の支給対象期間については、裏面 の①をご参照ください。
- ○さかのぼって不該当となり、過払い金が発生する場合は、 返納をお願いすることとなります。
 - 詳細については、振込通知書または納入告知書により別途お知らせいたします。
- 〇裏面の②及び③に該当し、年金生活者支援給付金を受給するためには、あらためて請求書のご提出が必要です。この場合、年金生活者支援給付金のお支払いは、請求した月の翌月分からとなりますので、お早めの手続きをお願いいたします。
- ※請求書の送付やお手続きについては、「給付金専用ダイヤル」また はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にお問い合わせ ください。

□ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算 □ して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

は、本お、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

(裏面)

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせについて

《年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ》

○日本年金機構ホームページで は、よくあるお問い合わせに 自動でお答えする「年金生活 者支援給付金相談チャット」 を開設しています。

○年金生活者支援給付金に関する お知らせや各種お手続き等につ いて、日本年金機構ホームペー ジでもご案内しています。

(24時間対応) 相談チャット

https://www.nen kin.go.jp/service/ seidozenpan/chat bot.html



ホームページ https://www.nen kin.go.jp/tokuset su/shienkyufukin -sougou.html



《電話でのお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ》



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合(東京) 03-5539-2216

☆ おかけ間違いにご注意ください。

受付時間

月曜日※1 火~金曜日

8:30~19:00 8:30~17:15

第2土曜日**2 9:30~16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号または個人番号がわかるものをご用意ください <代理の方がおかけになる場合>

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

①年金生活者支援給付金の支給対象期間について

- 〇年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき支給判定が行われます。
- 〇今回の支給判定の結果は、令和7年9月分(10月支払)まで反映されます。このため、以下の②・③のような場合を除き、 令和7年9月分(10月支払)までは年金生活者支援給付金をお受け取りいただけません。
- ※この通知書は、年金本体の支払いに影響するものではありません。年金本体の支払いに影響する場合は、別途お知らせします。
- 〇令和6年の所得が減少等したことで、令和7年10月分(12月支払)から年金生活者支援給付金をお受け取りいただける ようになった方に対しては、請求可能な旨のお知らせを令和7年9月ごろに送付する予定です。

②所得等の要件により不該当となった皆さまへ

所得等の要件により不該当となった方でも、その後、所得額の更正が行われた場合や世帯構成が変更になった場合等は あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。 【所得等の要件と基準額】

〇老齢(65歳以上):前年の年金収入金額とその他の所得の合計が下表の所得基準額以下で、世帯全員が非課税

対象期間 (不該当年月日)	令和3年9月 1 日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月 1 日から 令和6年8月31日まで	令和6年9月 令和7年8月 昭和31年4月1日以前生まれの方	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
所得基準額	881,200円	878,900円	887,700円	889,300円

〇障害/遺族

:前年の所得が「4.721.000円+扶養親族の数×38万円%」以下

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

③年金の支給停止等により不該当となった皆さまへ

年金が全額支給停止となったこと等により不該当となった方でも、次のいずれかに該当すると、あらためて請求書をご提出 いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

- ・支給停止となっていた基礎年金の支給が再開した場合
- 支給要件となる基礎年金を受給することとなった場合
- ・ 障害基礎年金の等級が2級以上に該当した場合
- ※ 所得等の要件により、年金生活者支援給付金を受給できない場合もあります。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号 などをお聞きすることはありません。

また、手数料などの金銭を求めることもありません。

|不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

※右のマークは音声コードです。 このお知らせに関する内容を 音声でご案内します。





2412 1018 002